

外国人被告人の訴訟能力と刑事責任能力

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 1 年 12 月 5 日

【事 件 番 号】 平成 30 年（う）第 651 号

【事 件 名】 住居侵入・強盗殺人、死体遺棄被告事件（熊谷 6 人連続殺人事件）

【裁 判 結 果】 破棄自判、上告

【参 照 法 令】 刑法 39 条・240 条、刑事訴訟法 314 条 1 項

【掲 載 誌】 判タ 1477 号 110 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25565689

立正大学准教授 友田博之

事実の概要

本件は、統合失調症に罹患していたペルー人の被告人が、自分や親族の命が狙われているという妄想の影響下で、3 日間に 3 軒の民家に順次侵入して金品を奪取などしたうえ、家人計 6 名を殺害して内 4 名の死体を隠匿した、住居侵入・強盗殺人・死体遺棄被告事件である。さいたま地裁（裁判員裁判）は被告人の完全責任能力を肯定して求刑どおり死刑を言い渡したが、東京高裁は心神耗弱を認めて無期懲役とし、最高裁も高裁判決を支持して確定した¹⁾。事案は以下のとおりである。

被告人は 18 歳で来日後通算で約 8 年間、各地の工場で稼働していたが、平成 27 年 9 月 12 日に勤務先の工場を無断欠勤し、職場関係者らに電話で、スーツ姿の日本人 3 人が自分を殺しに来たため退職するなど告げた。

翌 13 日の午後、被告人は電車で約 50km 離れた隣県に移動したが、挙動不審の外国人がいるとの通報により、所轄の警察署で事情を聞かれた。そこでも被告人はスーツ姿の男たちについて話し、近県に住む実姉に電話をしたりしたが、「（姉一家も）殺されるぞ」などと叫んで取り乱し、電話を途中で切ってしまった。その後、現金や旅券、携帯電話などを署内応接室に置いたまま、隙を見て喫煙所から逃走した。逃走後 2 度にわたり、警察署からそう遠くない民家の敷地内に立ち入っているところを通報されたが、いずれも警察官の到着前に逃走した²⁾。

翌 14 日の午後、被告人は A 方に土足で侵入し、台所にあった包丁で、帰宅した A 夫婦の左側胸部等を数回突き刺して失血死させた後、死体の上に毛布等を掛けたり、壁面に判読不能の血文字を書いたりし、現金約 9000 円とスマートフォン及び自動車等を奪取した。しかしその自動車については走り出してすぐ、A 方付近に遺棄した。

翌 15 日の午後 3 時頃から翌 16 日午後までの間に、被告人は B 方に土足で侵入し、携帯した前記包丁で、B の左側腹部を数回突き刺して失血死させた後、死体を風呂場に運ぶなどして遺棄し、B 方にあった包丁を奪取した。

翌 16 日に B 方を出た被告人は、C 方に土足で侵入し、携帯した前記包丁で、1 階において C の妻の上胸部左側等を突き刺し、続いて 2 階に上がり C の娘 2 人の前頸部を切りつけて 3 人を死亡させ³⁾、自動車の鍵 2 本を奪取した。その後、3 人の死体を各階のウォーク・イン・クローゼットに移置して、その上に敷毛布等を掛け、血痕を拭き取ったり、畳に染みついた血痕の上に敷布団を置いたりした。同日午後 5 時 27 分頃、付近で聞き込み等をしていた警察官が、C 方 2 階の小窓付近にいる被告人を発見し、降りてくるよう指示したところ、「私 交番 行く」「でも ポリス やくざ」などと答え、包丁で自分の腕を切りつけたりした後、半ば意識を失った状態で窓から転落し、頭部外傷等の重傷を負って救急搬送された。

判決の要旨

さいたま地判平 30・3・9 (判時 2416 号 98 頁) は、精神鑑定を実施した医師の証言等に基づき、犯行前の不可解な行動は妄想の影響によるものであったことと、本件各犯行時に具体的な妄想が存在していたことを認めた。しかし、「命令性の幻聴のような自らの行動を支配する精神症状」は認められず、妄想の形成には何らかの形で現実の出来事が影響したとみられること⁴⁾、妄想がなければ犯行もなかったともいえるが、「犯行直近の状況に限ってみた場合」、金銭に窮した被告人が金目当てに窃盗や強盗に及ぶことや、その機会に人を殺害して死体を遺棄することは、精神障害による病的体験の存在を介さずとも、犯罪者の正常心理として了解可能かつ合目的であることなどから、被告人の完全責任能力を認めて、求刑どおり死刑を言い渡した。

弁護側の控訴に対して、東京高判令 1・12・5 (判タ 1477 号 110 頁) は、1. 被告人の訴訟能力について、拘置所での生活状況等からしても、その病状は原判決時より悪化しているが、公判に支障をきたすほどではなく、適切な弁護活動と、鑑定人に対する現在の被告人の精神状態についての証人尋問などにより、その防御権の行使は実質的に尽くされているとして肯定した⁵⁾。そのうえで、2. 被告人の刑事責任能力については、「原判決の前記認定、判断は、責任能力について誤った判断枠組みに基づいている上、精神鑑定等の証拠評価に看過し難い誤りがある、是認することができない。すなわち、〔1〕動機の内容だけでなく、その形成過程が了解可能なものであるか否かは、精神障害が犯行に及ぼした影響をみる上で重要な考慮要素と考えられるのに、それを捨象した判断をしたことに加え、〔2〕被告人の精神障害の影響を十分に考慮せずに本件各犯行の動機や目的の認定を誤り、ひいては、K 鑑定を正しく理解せずに判断をしたものといわざるを得ない」とした。そして、病識のない被告人が、妄想を現実と誤認して精神的な不穏状態にあったとする鑑定意見を前提とすると、犯行の数日前から他人の敷地内への侵入を繰り返したり、理由もなく突然に車や電車を降りてしまったりといった行為は、妄想上の追跡者か

ら逃れるためであったと説明でき、本件住居侵入の主たる目的を金品の窃取または強取とするには合理的な疑いが残るとした⁶⁾。本件殺害の目的についても、原判決が、被害者らの容姿や服装は被告人の想定する追跡者像と異なるため、殺害は金品の奪取の障害となる者を排除する目的であったといえるとしたのに対し、「被害者の言動等から、被害者を追跡者そのものとみなしたり、そうでなくとも警察や追跡者に連絡をされると考えたりして、生命への危機を感じて、これから逃れようと各被害者を殺害した可能性」を否定できないとした。さらに、行為後も長時間にわたり「本件各事件現場にとどまったことも、殺害によって危機が回避され、その場にいた方がより安全とみなした」からともいえて、「原判決における本件各犯行の動機やその形成過程の了解可能性、犯行の合目的性に関する評価は不合理といわざるを得ない」などとして、被告人の心神耗弱を認めて無期懲役を言い渡した(破棄自判)。

判例の解説

一 被告人の訴訟能力について

訴訟能力とは、被告人としての重要な利害を弁別し、それに従って相当な防御をすることのできる能力をいうが⁷⁾、必ずしも一般的・抽象的・言語的な理解能力や意思疎通能力までは不要で、弁護人及び通訳人から適切な援助を受け、かつ裁判所が後見的役割を果たすことにより、具体的・実質的・概括的な理解能力や意思疎通能力があれば足りるとされる⁸⁾。その際、①刑事手続及び刑罰について概ね理解しているか、②弁護人等の支援により相当に的確な防御活動が行われたといえるか、③黙秘権その他刑事被告人の権利が実質的に侵害されていないかが検討されるが、②が充たされていれば、①と③は比較的緩やかに認められる傾向にある⁹⁾。その理由としては、責任能力を超えるような高度の訴訟能力を要求することは、責任能力の存否自体を公判で審理することを予定しているわが国の刑事手続にそぐわないことや¹⁰⁾、公判でかなり重篤な精神状態であったとしても、犯行当時の心神喪失が認定できる場合には、訴訟能力は肯定したうえで心神喪失とするのがわが国

の慣例であることが挙げられる¹¹⁾。本判決もこれに従い、原判決後は弁護人や鑑定人との意思疎通が非常に困難となっているが、それ以前の被告人の供述等に基づいた適切な弁護活動が行われ¹²⁾、本判決の公判でも鑑定人の意見が再度得られていること、原審における被告人質問や原判決後の拘留所での言動の報告から、被告人は6名を殺害した罪等で死刑判決を受けたことも理解しているといえることなどから、被告人の訴訟能力を認めたといえる。もっとも後述するように、犯行が幻覚妄想に直接支配されておらず、目的や動機が一応了解可能ともみうる本件のような場合には、訴訟無能力として公判を停止し、被告人が証言できるのを待つべきである。精神の障害により目的や動機について被告人の供述が得られていない¹³⁾にもかかわらず、それらを被告人の不利益に認定することは許されないからである¹⁴⁾。

二 被告人の責任能力について

責任能力の判断についてわが国では、生物学的要件と心理学的要件を検討する混合的方法が採られ¹⁵⁾、各要件充足の有無と程度については、「その診断が臨床精神医学の本分であることにかんがみれば、専門家たる精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合には、……これを採用し得ない合理的な事情が認められるのでないかぎり、その意見を十分に尊重して認定すべき」で¹⁶⁾、「犯行当時の症状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、……等を総合考慮して」判断される¹⁷⁾。本判決も原則としてこれらに従い、鑑定を行った医師の資質・公正さに疑いはないとしたうえで、生物学的要件については鑑定意見に従って、「統合失調症の症状により、思考内容や思路が混乱した状態にあり、意思疎通も困難で、その精神的能力や意思疎通能力は相当程度減損していたものと認められる」とした。

次に、心理学的要件である減損の程度について本判決は、原判決が動機の形成過程の認定を理由なく捨象した点を問題とし、犯行の目的及び動機とその形成過程の了解可能性を詳細に検討している¹⁸⁾。この点は、動機及びその形成過程の了解可能性を、責任能力に影響する幻覚妄想の有無と密接な関連性が認められる要素として重視する近

時の学説の流れ¹⁹⁾にも沿うものである²⁰⁾。そして、犯行時及び犯行直近の状況に関する有益な被告人自身の供述が全く得られていない本件で、原判決が理由も示さずに犯行直近の状況に限定してその目的や動機の了解可能性を認定したことと、鑑定より認定できる被告人の犯行当時の精神状態を十分に考慮しなかったことは、被告人に著しく不利益な推認であって²¹⁾、精神の障害が犯行に及ぼした影響や機序を検討する際の論理則・経験則違背となるのは本判決の指摘どおりである。

最後に、心神耗弱にとどめた理由について本判決は、①本件各妄想は、「それ自体が被告人に一定の行為を命ずるような内容ではな」く、また全く無差別に攻撃しているわけでもないことから、行為時になお「自発的な判断の余地が残されていたと考えられる」こと、②「各殺人も確実に人を死に至らしめる部位を攻撃する一方、過剰あるいは嗜虐的と言えるまでの攻撃は加えていない」こと、③各犯行現場において合理的な犯跡隠ぺい行為がなされていることなどから、被告人には一定程度の自発的意思が認められ、自己の行為の違法性も理解していたからだとする。この点も心神喪失ないし心神耗弱を認める近時の判例の流れに沿ったものといえる²²⁾が、②については、犯行態様の合理性・合目的性の判断は困難で、行為者が統合失調症であっても、犯行態様自体が必ずしも異常なものとは限らないともいえることから²³⁾、人格乖離的で異常な犯行態様でないからといって、(限定)責任能力が存在した根拠とするには疑問がある。執拗又は残虐な攻撃を加えるかどうかは、例えば相手をバラバラにしておかなければ再び蘇って襲ってくるという妄想に支配されていた場合のように、当該妄想の具体的内容にも影響されるからである。③についても同様に、仲間がやられたことを追跡者に知られ、さらに追手がかけられるのを防ぐために、血痕をふき取って死体を隠匿したなど、妄想によって歪められた行為者の認識を前提として初めて、合目的的で了解可能となる点に留意が必要である。

本件は、全く非のない6名の被害者が、外国人の被告人に自宅で殺害されるという重大事件であり、遺族の処罰感情も激烈であるため、そのような負荷に弱い裁判員裁判固有の問題点は措くと

しても、刑事責任能力の判断においてどの要素をどの程度重視するかの衡量で結論が左右されるという事案である。本判決は、その目的や動機の一了解可能性等の認定にあたり、特に有益な被告人の証言が得られない場合の、鑑定意見の重要性を再認識させるものと評価できよう。

●——注

- 1) 最決令 2・9・9 (公判物未登載、LEX/DB25567184)。
- 2) 職務質問を受けた外国人が、不法滞在等を理由に逃亡を図ることは稀ではないのに、警察署内から逃走を許したこと、直ちに緊急配備や防災無線等での注意喚起をしなかったこと、身柄確保に数度失敗したことなどから、本件は未然に防げた犯行であったと、当時の警察の対応が強く非難された。『週刊朝日』2015年10月2日号27頁。また、被害者遺族から国家賠償請求訴訟が提起されている。朝日新聞2018年9月14日朝刊27面。
- 3) 被告人はCの娘の1人に対して両腕を荷造りベルトで縛ったり、短パンと下着の一部を脱がせてそれに精液を付着させ、別の短パンにはき替えさせたりしているが、かかる行為についてさいたま地裁は、「いわば開き直り、欲望を満たすためにより大胆な行為に及んだもの」とした。東京高裁はこの点について言及していない。
- 4) 妄想と現実にかきた出来事との関連性から動機等の了解可能性を導く手法は、親族を含む隣人とのトラブルの末に伯父ら7名を殺害した、妄想性障害を持つ被告人の完全責任能力を認めた加古川8人殺傷事件判決(最判平27・5・25判タ1415号77頁)に沿うものといえる。
- 5) その他、被告人の訴訟能力が認められる理由としては、平静時には拘留所内で必要な意思疎通ができていること、スペイン語の書籍を閲覧していること、死刑と無期懲役の差異を理解していることなどが挙げられている。
- 6) すべての被害者宅に土足で侵入した点について、さいたま地裁は、「当初より家人の意思に反して立ち入る考えであった」として金品の奪取が犯行の目的だとしたが、東京高裁は、侵入の目的は追跡者から身を隠すことにあり、発見された際には直ちに逃走できるようにしておくためと解しようとした。
- 7) 最決平7・2・28判タ885号160頁。窃盗罪に問われた被告人は、聴覚及び言語障がい者であったが、手話も筆談もできないため黙秘権の告知は不可能で、通訳人の動作による通訳に対してほぼ例外なく首肯していたという事案で、被告人の訴訟能力は否定された。
- 8) 最決平10・3・12判タ971号113頁。常習累犯の窃盗罪に問われた被告人は、重度の聴覚障害と二次的精神遅滞により9歳程度の精神年齢であったが、手話通訳を介して刑事手続をある程度理解し、個々の訴訟手続でも防御方針に沿った供述や対応ができていたとして、その訴訟能力が肯定された。
- 9) 判タ1477号111頁。
- 10) 最判解刑事篇平成10年度26頁。
- 11) 中田修『我が精神鑑定例Ⅰ』(時空出版、2014年)51頁。
- 12) なお、弁護人が問題とした、原判決における法廷通訳人のスペイン語の通訳能力についても、全く問題は見られないとされた。被告が外国人の場合、その日本語能力と通訳人の翻訳能力等も問題となる。この点について、高田知二ほか「外国人に対する精神鑑定の諸問題」精神医学51巻10号(2009年)1013頁以下。
- 13) 本件では、各事件の被害者宅への精確な侵入時刻及び殺害時刻等も不明のままである。
- 14) 殺人被告事件で、訴訟無能力を認めうると鑑定された例として、中田・前掲注11)46頁以下。
- 15) 大判昭6・12・3刑集10巻682頁。
- 16) 最判平20・4・25判タ1274号84頁。
- 17) 最判平21・12・8判タ1318号100頁。
- 18) 判タ1477号112頁は、前掲注4)、注16)など、近時の判例の多くが、動機の形成過程の了解可能性を重視しているとする。
- 19) 岡田幸之ほか「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き 平成18～20年度総括版(ver.4.0)」19頁。
<http://www.tmd.ac.jp/fpsy/download/download.html> (2021年2月22日閲覧)
- 20) なお、浅田和茂「精神医学者の鑑定結果を採用せず死刑を言い渡した原判決が維持された事例」新・判例解説 Watch (法セ増刊)20号(2017年)203頁は、動機の了解可能性を生物学的要件の判断基準とすることを疑問とする。また、竹川俊也『刑事責任能力論』(成文堂、2018年)256頁は、動機の了解可能性は重要な判断要素であるが、あくまで総合判断の際の一要素である以上、「幻覚妄想や作為体験等に支配された」行為といえる場合には、責任能力を否定する方向に決定的に作用すると述べる。さらに、樋口亮介「責任能力の理論的基礎と判断基準」論究ジュリ19号(2016年)198頁は、動機の了解可能性だけではなく、その形成過程の異常性に着目し、状況に応じて得失を衡量しながら犯意を形成する能力が低下していたかを検討すべきだとする。
- 21) 判タ1477号113頁。なお、母親を殺害した被告人が、統合失調症の急性増悪期にあったために、犯行時の詳細や感情を語ることができない場合の、犯行時の精神状態の推定方法について、五十嵐慎人＝岡田幸之編『刑事精神鑑定ハンドブック』(中山書店、2019年)159頁。
- 22) 統合失調症に罹患し、悪魔の命令と称する幻聴に支配されて、車で通行人5名を次々にはねて2名を死亡させた被告人に対し心神喪失を認めた例として、大阪地判平19・2・28判タ1278号334頁。殺人被告事件で統合失調症による心神耗弱が認められた例として、大阪高判平29・6・30(公判物未登載、LEX/DB25546434)など。
- 23) 竹川・前掲注20)263頁。また、同276頁は、犯行態様の合理性・合目的性が認められる場合でも、幻覚妄想に支配され、動機や動機形成過程が了解不能と評しうる場合には、これを重視できないとする。